

令和2年4月28日

保護者様

京都市教育委員会
京都市立竹の里小学校
校長 松本 亜紀子

臨時休業に伴う児童の特例預かりについて

日ごろから、本市並びに本校での教育について、御理解と御支援をいただき感謝申し上げます。

別途御連絡させていただきましたとおり、新型コロナウイルスの感染症対策拡大防止対策として、令和2年5月17日（日）まで、京都市立学校の臨時休業を延長することとなりました。

今回の臨時休業も、児童への感染リスクを下げるために行う措置であり、児童は原則として自宅で過ごし、人の集まる場所等への外出を避けていただく必要があります。

しかしながら、保護者の就労状況や学童保育所等の受入状況により、児童の居場所や安心・安全の確保に喫緊の課題を要する御家庭もあるかと存じます。そうした御家庭に限り、この度、学校で児童が過ごせるよう特例の預かりを実施いたします。

御希望される保護者におかれましては、下記留意点を熟読のうえ、「特例預かり」の延長の実施初日である5月7日（木）当日までに、別紙申請書を学校に提出してください。

記

1 実施期間の延長

令和2年5月7日（木）～5月15日（金）

※上記期間の土曜日、日曜日、祝日は実施いたしません。

2 時間

午前：8時30分～12時 午後：12時～15時30分

3 対象者（以下の条件をすべて満たす方）

- (1) 在籍小学校の児童であること
- (2) 保護者等が就業等により、やむを得ず保育できない状況にあること
- (3) 祖父母等の支援が受けられない状況にあること
- (4) 新一年生については、必ず保護者等が登下校に随行すること

4 実施場所

児童が在籍している小学校

5 預かり中の活動内容

臨時休業期間中の家庭学習として提示している学習課題（教科書等を活用した学習、プリント等）や読書等の自学自習を中心とします。なお、新一年生は自学自習が難しいことから、読み聞かせ、お絵描きなどの活動を行います。

また、グランド等で、適切な運動の機会も確保できるように取り組みます。

（裏面があります）

6 注意事項

- (1) 給食は実施いたしません。午前・午後を通した預かりとなる場合は、弁当とお茶を持参してください。
- (2) 預かりに当たっては、「健康観察票」を、毎日、記入のうえ、児童に持参させてください。
- (3) 発熱、風邪等の体調不良がある場合は、児童の受け入れができません。また、預かり時間中に発熱等の体調不良が生じた場合は、保護者のお迎えを依頼しますので、学校からの連絡が確実につくようにお願いします。
- (4) 通常の登下校とは、時間帯やメンバーが異なりますので、できる限り保護者等が、送り迎えに御協力ください。なお、新一年生で、「特例預かり」を利用する児童の家庭については、必ず、保護者等が登下校に随行していくください。
- (5) 遅刻や早退など、利用時間に変更が生じる場合は、学校に必ず御連絡ください。

7 申し込み

- 希望される場合は、別紙「特例預かり申請書」を、「特例預かり」の延長の実施初日である5月7日(木)午前中までに、学校へ提出してください。
- なお、申請書の記載内容（申込日・時間帯等）については、御家庭でも確認できるよう、適宜、メモなどして、控えを残しておいてください。

特例預かり申請書

年 組 児童氏名

次の事由により、特例預かりを依頼します。なお、預かり時間及び注意事項を遵守します。

依頼理由	
保護者氏名	印

☆預かりが必要な時間帯に「○」を記入してください。

☆預かり利用後について、該当するものに「○」を記入してください。学童保育所等を利用する場合は、利用開始時間も記入してください。

☆変更が生じた場合は、そのつど学校に御連絡ください。

☆引き続き、緊急事態宣言の趣旨等を踏まえ、できる限りご家庭でお過ごしいただきますよう、ご協力ください。

実施日	8:30～12:00	12:00～15:30	預かり利用後（該当に○）
5月7日（木）			帰宅・学童等（時 分～）
5月8日（金）			帰宅・学童等（時 分～）
5月11日（月）			帰宅・学童等（時 分～）
5月12日（火）			帰宅・学童等（時 分～）
5月13日（水）			帰宅・学童等（時 分～）
5月14日（木）			帰宅・学童等（時 分～）
5月15日（金）			帰宅・学童等（時 分～）

特例預かり期間中の緊急連絡先（※必ず連絡がつく電話番号を御記入ください。）

順位	電話番号※	氏名	続柄
1			
2			